

居宅介護支援事業所仙台敬寿園重要事項説明書

1 事業の目的及び運営方針

(1) 事業の目的	居宅介護支援事業及び介護予防支援事業の適正な運営を確保するため、人員及び運営管理に関する事項を定め、介護支援専門員が、要介護状態、要支援状態にある高齢者に対し、適正な居宅介護支援及び介護予防支援を提供する。
(2) 運営方針	<p>①当事業所は、利用者が可能な限り、居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう生活を支援する。</p> <p>②当事業所は、利用者の心身の状況並びに環境等に応じ、利用者の選択に基づき、多種多様な事業者から適切な保健医療サービス及び福祉サービスが受けられるよう支援する。</p> <p>③当事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に偏ることのないよう、公平中立な支援を行う。</p> <p>④当事業所は、仙台市をはじめとする近隣各市町村、地域包括支援センター、他指定居宅介護支援事業所、他指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を図りながら効率的な連携に努める。</p>

2 職員の職種・員数及び職務内容

(1) 職員の 職種・員数	職 種	常 勤		非 常 勤	
		専 従	兼 務	専 従	兼 務
	管理者		1 名		
	主任介護支援専門員		1 名		
	介護支援専門員	3 名			1 名
	合計	5 名			
(2) 職務内容	管理者	事業所の管理運営			
	主任介護支援専門員	<p>① 介護保険サービスや他の保健・医療サービスを提供する者との連絡調整。</p> <p>② 介護支援専門員に対する助言・指導。</p> <p>③ 利用者が抱える課題を分析し、利用者の意向に添った居宅サービス計画及び介護予防サービス支援計画（以下、「居宅サービス計画等」という）ケアプランの作成。</p> <p>④ 居宅サービス計画等ケアプランに従ったサービスが提供できるよう事業者等と調整する。</p> <p>⑤ サービス提供の実績を管理し、その結果を給付管理票として国保連に提出。</p>			
	介護支援専門員	① 利用者が抱える課題を分析し、利用者の意			

		<p>向に添った居宅サービス計画及び介護予防サービス支援計画（以下、「居宅サービス計画等」という）ケアプランの作成。</p> <p>② 居宅サービス計画等ケアプランに従ったサービスが提供できるよう事業者等と調整する。</p> <p>③ サービス提供の実績を管理し、その結果を給付管理票として国保連に提出。</p>
--	--	--

3 営業日及び営業時間・実施地域

営業日	月～土（休日：日曜日・12月29日～1月3日）
営業時間	午前8時30分～午後5時30分
通常実施地域	仙台市

*上記の時間以外は、24時間対応できる体制を整えている。

4 居宅介護支援及び介護予防支援の事業内容及び利用料

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・相談業務（相談場所：利用者宅、居宅介護支援事業所内等） ・課題分析（分析方法：宮城県版 アセスメントのための情報収集シート ケアプラン策定のための課題検討用紙）又は全国版、介護予防サービス支援計画表） （分析場所：利用者宅等） ・居宅サービス計画、介護予防サービス支援計画の作成 ・サービス担当者会議（開催場所：利用者宅等） 但し、末期悪性腫瘍の利用者で、主治医の助言がある場合、この限りではない ・サービス実施状況の把握（月1回（介護予防支援にあたっては3ヵ月に1回）利用者宅への訪問） <p>※テレビ電話やその他の情報通信機器を活用し以下の項目に該当した場合、2ヶ月に1回の訪問になります（介護予防支援にあたっては6ヵ月に1回）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.利用者様より同意を得る事。 2.サービス担当者会議などにおいて、次に掲げる事項について主治医、担当者その他関係者の合意を得ている事 <ul style="list-style-type: none"> ア、利用者様の状態が安定している事。 イ、利用者様がテレビ電話装置などを介して意思疎通ができること(家族のサポートがある場合も含む) ウ、テレビ電話装置などを活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集する事。 <ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービスの給付管理票の作成 ・保険者、保健医療サービス機関及び福祉サービス機関との連絡調整 ・要介護認定の申請（更新・変更）
利用料	<p>利用料は、1ヶ月単位で介護保険より直接当事業所へ給付されますので、自己負担はありません。</p>

【居宅介護支援】

居宅介護支援費（Ⅰ・Ⅰ）

要介護 1・2	1,086 単位（月）	×10.42 円	11,316 円
要介護 3・4・5	1,411 単位（月）	×10.42 円	14,702 円

加算内容

初回加算 300 単位 ×10.42 円 3,126 円

- 新規及び要支援から要介護へ移行した場合の計画策定時
- 要介護状態区分 2 段階以上変更時の計画策定時

入院時情報連携加算（Ⅰ） 250 単位 ×10.42 円 2,605 円
（Ⅱ） 200 単位 ×10.42 円 2,084 円

- 病院・診療所に入院の時、利用者に関する情報を提供した場合

退院・退所加算

（Ⅰイ）	450 単位	×10.42 円	4,689 円
（Ⅰロ）	600 単位	×10.42 円	6,252 円
（Ⅱイ）	600 単位	×10.42 円	6,252 円
（Ⅱロ）	750 単位	×10.42 円	7,815 円
（Ⅲ）	900 単位	×10.42 円	9,000 円

- 退院又は退所にあたって、病院等の職員と面談し情報提供を求める。
又は、その他の連携を行った場合

緊急時等居宅カンファレンス加算

200 単位 ×10.42 円 2,084 円

- 病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合

ターミナルケアマネジメント加算

400 単位 ×10.42 円 4,168 円

- 在宅で死亡した利用者に対して終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者またはその家族の意向を把握した上で死亡日及び死亡前日 14 日以内に 2 日以上訪問し、主治医の助言を受けつつ支援を実施した場合

特別地域居宅介護支援加算

- 介護報酬単位に 15%加算

特定事業所加算（Ⅱ） 421 単位 ×10.42 円 4,386 円

- 下記の要件を全て満たしている場合

- ① 常勤専従の主任介護支援専門員を配置していること。
- ② 常勤専従の介護支援専門員を 3 名以上配置していること。
- ③ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たって留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的で開催すること。
- ④ 24 時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。

	<p>⑤ 当該居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。</p> <p>⑥ 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること。</p> <p>⑦ 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する事例検討会、研修に参加していること。</p> <p>⑧ 居宅介護支援費に係る運営基準減算又は特定事業所集中減算の適応を受けていないこと。</p> <p>⑨ 利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員 1 人当たり 45 名未満であること。ただし、居宅介護支援費（Ⅱ）を算定している場合は 50 名未満であること。</p> <p>⑩ 法第 69 条の 2 第 1 項に規定する介護支援専門員実習研修における「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること。</p> <p>⑪ 他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同で事例検討会・研修会を実施すること。</p> <p>⑫ 必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供される居他サービス計画の作成していること。</p> <p>通院時情報連携加算 50 単位 ×10.42 521 円</p> <p>○ 利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師から必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合</p> <p>【介護予防支援】</p> <p>介護予防支援費（Ⅱ） 472 単位 ×10.42 円 4,918 円</p> <p>加算内容</p> <p> 初回加算 300 単位 ×10.42 円 3,126 円</p> <p> ○新規に介護予防サービス計画を作成する利用者に対し指定介護予防支援を行った際</p> <p> ○要介護状態区分 2 段階以上変更時の計画策定時</p>
--	--

5 高齢者虐待防止について

- 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、人権意識の向上や技術の向上に努めます。その為、委員会などへの出席や指針の整備、研修の実施、担当者を定めます。

6 身体的拘束等の適正化について

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならないこととし、身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

7 感染症対策について

- 感染症の発症及びまん延等に関する対策として、指針の整備、研修の実施、訓練の実施等を

おこなっていきます。

8 業務継続に向けた取り組みについて

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できるように、計画等の策定、訓練の実施等をおこなっていきます。

9 秘密保持について

- 事業者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密については、正当な理由なく、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- 事業者は、あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合には、利用者にサービスを提供するサービス事業者との連絡調整その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を持ちいることができるものとします。

10 事故発生時の対応

- 事業者は、利用者に対する居宅介護支援及び介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 事業者は、利用者に対する居宅介護支援及び介護予防支援の提供に伴って、自己の責めに帰すべき事由により、利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対して損害を賠償します。

11 入院時の支援について

- 事業者は、利用者が入院した際、入院先の医療機関等に担当介護支援専門員の氏名等を提供するよう依頼します。

12 医療機関への伝達事項について

- 事業者は、サービス提供事業所及び介護支援専門員が把握した、利用者の口腔に関する問題や服薬状況等を主治医や薬剤師に情報提供します。

13 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施の有無 (有 ・ 無)

14 公正中立の確保

- 事業者は、利用者から委託された業務を行うに当たっては、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏すること及び利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等をするのないよう、公正中立に行います。
- 事業者は、利用者よりケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることや当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求められた際は説明を行います。
- 事業者は以下について、利用者に説明を行うとともに、介護サービス情報公表において公表するものとします。
 1. 前 6 ヶ月間に作成した居宅サービス計画における、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合
 2. 前 6 ヶ月間に作成した居宅サービス計画における、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業所によって提供された

ものの割合

1.5 サービスの内容に関する相談・苦情窓口

相談窓口	名 称	居宅介護支援事業所仙台敬寿園
	所 在 地	〒989-3123 仙台市青葉区錦ヶ丘七丁目1番地3-2-D
	電 話	022-302-8570
	営 業 日	月～土（休日：日曜日・12月29日～1月3日）
	営業時間	平日 午前8時30分～午後5時30分
	担 当 者	管理者 鎌田 由美子
苦情窓口	名 称	社会福祉法人 敬寿会 仙台敬寿園
	所 在 地	〒989-3125 仙台市青葉区下愛子字田中3-1
	電 話	022-302-8338
	営 業 日	月～金（休日：土日祝祭日・12月29日～1月3日）
	営業時間	平日 午前8時30分～午後5時30分
	担 当 者	施設長 別部 智明

1.6 行政機関その他苦情受付機関

青葉区役所 介護保険課・介護保険係	所在地	仙台市青葉区上杉1丁目5-1
	電話番号	022-225-7211
宮城野区役所 介護保険課・介護保険係	所在地	仙台市宮城野区五輪2丁目12-35
	電話番号	022-291-2111
若林区役所 介護保険課・介護保険係	所在地	仙台市若林区保春院前丁3-1
	電話番号	022-282-1111
太白区役所 介護保険課・介護保険係	所在地	仙台市太白区长町南3丁目1-15
	電話番号	022-247-1111
泉区役所 介護保険課・介護保険係	所在地	仙台市泉区中央2丁目1-1
	電話番号	022-372-3111
宮城総合支所 障害高齢課・高齢者支援係	所在地	仙台市青葉区下愛子字観音堂5
	電話番号	022-392-2111
秋保総合支所 保健福祉課・福祉係	所在地	仙台市太白区秋保町長袋字大原45-1
	電話番号	022-399-2111
仙台市役所介護事業支援課 ケアマネジメント指導係	所在地	仙台市青葉区国分町3-7-1
	電話番号	022-214-8626
宮城県国民健康保険団体 連合会介護保険課	所在地	仙台市青葉区上杉1丁目2-3
	電話番号	022-222-7700
宮城県社会福祉協議会 運営適正化委員会	所在地	仙台市青葉区本町3丁目7-4
	電話番号	022-716-9674

1.7 経営法人

名 称	社会福祉法人 敬寿会
代 表 者	理事長 金澤 壽香
所 在 地	〒990-0033 山形市諏訪町2丁目1番25号

電 話	0 2 3 - 6 6 4 - 2 1 4 1
F A X	0 2 3 - 6 6 4 - 2 2 1 5

令和 年 月 日

居宅介護支援及び介護予防支援の開始に当たり、利用者に対して本書面に基づき、重要事項を説明し、交付いたします。

事業者	所在地	〒989-3123 仙台市青葉区錦ヶ丘七丁目1番地3 錦グループ第6ビル 2F D室
	名 称	居宅介護支援事業所仙台敬寿園
	説明者	⑩

私は、本書面により、事業所から居宅介護支援及び介護予防支援についての重要事項の説明を受け、同意するとともに、本書面を受領しました。

利用者	住所 〒	—
	氏名	⑩
代理人	住所 〒	—
	氏名	⑩